

不服申立ての主な審理事例（個人市民税） 1

主な争点		申立ての要旨	決定	決定の理由の要旨
1	非課税の認定について	均等割非課税の所得基準	課税総所得金額が0円であるのに均等割が課税されている。	棄却 均等割は、合計所得金額（純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）が一定の金額以下の者には課することができないこととされている。これは所得控除前の金額であり、所得控除額を控除した後の金額によって判定するものではない。
2	所得の認定について	所得税にかかる申告書を提出した場合	不本意である確定申告書を提出し、個人市民税・府民税の請求を受けるのは納得できない。	棄却 所得税に係る申告書を提出した場合においては、当該申告書に記載された金額を基準として総所得金額等を算定することとされており、提出された確定申告書によって適正に税額が算出されている。
3	所得の認定について	給与支払報告書の所得金額と確定申告書の所得金額の合算	市民税・府民税特別徴収税額の決定処分について、所得合算がなされておらず、全くでたらめな課税で納得できない。	認容 給与支払報告書の所得金額と確定申告書の所得金額を合算させる処理を誤っており、確定申告書の金額を反映させた税額に決定する。
4	所得の認定について	前年所得による課税	前年の所得で税額が計算されているが、今年度になって所得が非常に少なくなった。	棄却 個人市・府民税の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額とされており、賦課期日（1月1日）以降に発生した事情は所得金額や税額の算出において考慮されない。

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（個人市民税） 2

主な争点		申立ての要旨	決定	決定の理由の要旨	
5	所得控除の認定について	寡婦控除の要件	棄却	婚姻した事実がないだけで、死別離別した者と変わらないのに寡婦控除を適用されないのは不服である。	寡婦は、(1) 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの、又は(2) 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定める者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下である者とされている。異議申立人は(1)及び(2)のいずれにも該当しないため、寡婦控除を適用することはできない。
6	所得控除の認定について	配偶者控除の要件	棄却	法律上の婚姻関係はないが、同居し扶養もしている者について配偶者控除が認められるべきである。	地方税法上の配偶者控除における「配偶者」は、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られ、婚姻の届出をしていない事実上の婚姻関係があるにすぎない者は含まれない。
7	所得控除の認定について	扶養控除における扶養者の判定	棄却	現在子ども3人と同居し扶養もしており、扶養控除を否認した税額変更決定処分は違法である（異議申立人とその配偶者が同時に同じ者を扶養していた場合）。	異議申立人及び異議申立人の配偶者のいずれの扶養親族にも該当する場合、いずれの納税義務者の扶養親族とするか定められないときは、前年の総所得金額等の合計額が最も大きいものの扶養親族とするものとされていることから、本件処分を取り消す理由はない。

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（個人市民税） 3

主な争点		申立ての要旨	決定	決定の理由の要旨
8	課税総所得金額について	課税総所得金額の算出	税額が前年の3倍になっているが、給与収入は3倍になっていない。	棄却 給与所得は給与収入金額から法令で定められた給与所得控除額を差し引いて算出することとされており、さらに、給与所得その他の所得から所得控除額を差し引いて個人市民税・府民税の所得割額を算出する基礎となる課税総所得金額を算出する。そして、これらの給与所得控除額や所得控除額は給与収入金額の増加割合にしたがって増加するものではないため、課税総所得金額の増加割合も給与収入金額の増加割合と必ずしも一致しない。
9	申告書の提出について	雑損控除及び医療費控除並びにこれらの控除を受けるための申告書の提出	盗難に遭い、さらにケガをしたことを考慮してほしい。	棄却 異議申立人の主張から雑損控除又は医療費控除を受けることができる可能性はあるが、これらの控除を受けるためには申告書の提出が必要である。なお、異議申立人には所得税の源泉徴収税額があることから、所得税の確定申告書を提出すれば市民税・府民税の申告書を提出する必要はない。
10	減免について	減免の対象となる所得基準	給料の未払いがあり金銭的余裕がないのに、減免申請を却下された。	棄却 異議申立人は前年の合計所得金額（純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額）が条例の定める要件を超えているので、支払が困難である事情があっても、減免をすることはできない。

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。